

原告第3準備書面概説

立証責任論として、本件工事に関して原告らに被害が生じないことに関して被告に立証責任があることを多数の具体例を引用しつつ詳細に述べた。さらに大深度法について、制定の過程からもその内容に大きな矛盾があること、土地所有権等の財産権を適正手続きの保障もなく侵害するなど憲法及び民法に違反することを詳細かつ具体的に論じた。